

令和5年9月21日

## 「福島市犯罪被害者等支援条例」 ～パブリック・コメント実施～

施策等に関する下記計画の素案について、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

### 記

#### 1. パブリック・コメント対象案件 ※各計画の内容、特徴等については別紙のとおり

No.	計画・プラン名	担当課
1	福島市犯罪被害者等支援条例	生活課

#### 2. 意見の提出期間

令和5年9月21日（木）～10月22日（日）

#### 3. 素案の閲覧方法

①市ホームページ

②閲覧場所／各担当課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

#### 4. 意見の提出方法

①市ホームページから専用フォームで

②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

#### 5. 意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所又は事業所を有する方

③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方

④本市に存する学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

#### 6. その他



いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課  
課長 八島 主任 松川  
電話 024-563-7488（直通）

## 福島市犯罪被害者等支援条例 ～誰もが安全に安心して暮らせるまちを目指して～

市民・文化スポーツ部

生活課

目指す姿	<p style="text-align: center;">                     犯罪被害者等が受けた被害の回復、軽減、生活の再建を図り、犯罪被害者等を地域社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会を目指す。                 </p>												
<div style="text-align: center;">  <p>ポイント</p> </div>	<p> <b>●犯罪被害者等支援の基本となる条例</b>                      この条例では、犯罪被害者等の支援についての基本理念、市及び地域社会の責務を明らかにしています。また、支援の基本となる事項を定めることで、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。                 </p> <p> <b>●直接的な被害以外にも様々な問題</b>                      近年、様々な犯罪が後を絶たず、誰もが、犯罪被害者等になる恐れがあります。犯罪被害者等は、直接的な被害に加えて、誹謗(ひぼう)中傷などの二次被害に直面するなど、様々な問題を抱えることとなります。犯罪被害者等がその受けた被害から回復し、再び平穏な日常生活を営むことができるよう支援が必要です。                 </p> <p> <b>●地域社会全体で支える必要性</b>                      市と関係機関の連携により施策を実施し、また、市民等や事業者の理解増進、二次被害防止など、犯罪被害者等を地域社会全体で支える意識の醸成を図ります。                 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1～3条</td> <td>目的、定義、基本理念</td> </tr> <tr> <td>第4～6条</td> <td>市、市民等、事業者の各々の責務</td> </tr> <tr> <td>第7～13条</td> <td>市が実施する犯罪被害者等支援の施策</td> </tr> <tr> <td>第14条</td> <td>広報、啓発</td> </tr> <tr> <td>第15～16条</td> <td>学校等との連携、民間支援団体への支援</td> </tr> <tr> <td>第17～18条</td> <td>支援の制限、委任</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>                         犯罪被害者等支援シンボルマーク                          「ぎゅっとちゃん」                     </p> </div>	第1～3条	目的、定義、基本理念	第4～6条	市、市民等、事業者の各々の責務	第7～13条	市が実施する犯罪被害者等支援の施策	第14条	広報、啓発	第15～16条	学校等との連携、民間支援団体への支援	第17～18条	支援の制限、委任
第1～3条	目的、定義、基本理念												
第4～6条	市、市民等、事業者の各々の責務												
第7～13条	市が実施する犯罪被害者等支援の施策												
第14条	広報、啓発												
第15～16条	学校等との連携、民間支援団体への支援												
第17～18条	支援の制限、委任												
意見提出期間	令和5年9月21日 ～ 令和5年10月22日												

担当：生活課 安全安心・避難者支援係  
 課長 佐藤 係長 菅藤  
 電話 024-525-3787 (直通)